

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 公認会計士（第一条―第十七条）</p> <p>第二章 監査法人（第十八条―第五十九条）</p> <p>第三章 有限責任監査法人の登録に関する特則（第六十条―第八十二条）</p> <p>第四章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第八十三条―第九十六条）</p> <p>附則</p> <p>「章を削る。」</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 公認会計士（第二条―第十七条）</p> <p>第三章 監査法人（第十八条―第五十九条）</p> <p>第四章 有限責任監査法人の登録に関する特則（第六十条―第八十二条）</p> <p>第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第八十三条―第九十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができな方式で作られる記録であつ</p>

第一章 「略」

(特別の事情を有する債権又は債務)

第一条 公認会計士法施行令(以下「令」という。)第七条第一項第四号及び第十五条第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権(第十一号及び第十二号にあつては、当該各号に掲げる契約に基づく債権)又は第十三号から第十八号までに掲げるものに係る債務(第十七号にあつては、同号に掲げる契約に基づく債務)とする。

「一〇十二 略」

十三 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所又は購入の費用(土地の所有権又は借地権の取得及び土地の造成に係る費用を含む。)の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ(被監査会社等(令第七条第一項第一号に

て電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十二条の二第二項第二号及び第二十四条の二第二項第二号において同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

2 前項のファイルに記録された情報については、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。)が行われているものでなければならない。

第二章 「同上」

(特別の事情を有する債権又は債務)

第二条 「同上」

「一〇十二 同上」

十三 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所又は購入の費用(土地の所有権又は借地権の取得及び土地の造成に係る費用を含む。)の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ(被監査会社等(令第七条第一項第一号に

規定する被監査会社等をいう。以下同じ。)に係る監査証明業務(公認会計士法(以下「法」という。))第二条第一項の業務をいう。以下同じ。)を行う前にした借入れに限る。)であつて、当該住宅若しくは事務所又はこれらに係る土地に設定されている抵当権によつて担保されているもの

〔十四〇十八 略〕

(関係会社等)

第二条 令第七条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等(同号に規定する会社等をいう。以下同じ。)とする。

一 被監査会社等の子会社等(令第七条第三項に規定する子会社等をいう。以下この条及び第四条において同じ。)

二 〔略〕

〔2・3 略〕

4 令第七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。

一 〔略〕

二 被監査会社等が他の会社等の関連会社等(第二項に規定する関連会社等をいう。第四条において同じ。)である場合における当該他の会社等

第三条〇第十一条 〔略〕

規定する被監査会社等をいう。以下同じ。)に係る監査証明業務(法)第二条第一項の業務をいう。以下同じ。)を行う前にした借入れに限る。)であつて、当該住宅若しくは事務所又はこれらに係る土地に設定されている抵当権によつて担保されているもの

〔十四〇十八 同上〕

(関係会社等)

第三条 〔同上〕

一 被監査会社等の子会社等(令第七条第三項に規定する子会社等をいう。以下この条及び第五条において同じ。)

二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 被監査会社等が他の会社等の関連会社等(第二項に規定する関連会社等をいう。第五条において同じ。)である場合における当該他の会社等

第四条〇第十二条 〔同上〕

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条 「略」

2 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十四条の二第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

[3〕5 略

第二章 「略」

(情報通信の技術を利用する承諾等)

第二十一条の二 「略」

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの

二 「略」

3 「略」

(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十四条の二 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条の二 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

[3〕5 同上

第三章 「同上」

(情報通信の技術を利用する承諾等)

第二十一条の二 「同上」

2 「同上」

一 第十二条の二第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの

二 「同上」

3 「同上」

(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十四条の二 「同上」

2 「略」

3 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 「略」

二 ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第六十九条第一項において同じ。）が行われているものであること。

〔4・5 略〕

### 第三章 「略」

（監査報告書の記載事項）

第六十九条 前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない（法第三十四条の三十二第二項の規定により当該監査報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付する場合にあっては、電子署名を行わなければならない。以下この条において同じ。）。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、「指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名が行われているものであること。

〔4・5 同上〕

### 第四章 「同上」

（監査報告書の記載事項）

第六十九条 前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、「指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五

特定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

【一〇八 略】

【二〇八 略】

#### 第四章 略

別紙様式第1号(第8条第2項関係) 略

別紙様式第2号(第38条第2項関係)

(日本産業規格A4)

第 期 年 月 日から 業務報告書  
日 月 日まで  
財務(支)局長 殿

年 月 日提出

監査法人名  
所在地  
代表者

【一.～四. 略】

五. その他

(記載上の注意)

一. 業務の概況

第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

【一〇八 同上】

【二〇八 同上】

#### 第五章 同上

別紙様式第1号(第9条第2項関係) 同左

別紙様式第2号(第38条第2項関係)

(日本産業規格A4)

第 期 年 月 日から 業務報告書  
日 月 日まで  
財務(支)局長 殿

年 月 日提出

監査法人名  
所在地  
代表者

【一.～四. 同左】

五. その他

(記載上の注意)

一. 同左

<p>[1.・2. 略]</p> <p>3. 審査の状況</p> <p>a. 審査（<u>第8条第3項第2号</u>に規定する審査をいう。以下同じ。）を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。</p> <p>[b.・c. 略]</p> <p>[4.～8. 略]</p> <p>[二.・三. 略]</p> <p>四. 被監査会社等の内訳</p> <p>a. [略]</p> <p>b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。</p> <p>なお、令第8条の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第9条第1号ロの規定により負債の金額の合計額が200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。</p> <p>基準売上高（令第9条第1号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして<u>第6条</u>に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。</p> <p>[c.～i. 略]</p> <p>五. [略]</p>	<p>[1.・2. 同左]</p> <p>3. [同左]</p> <p>a. 審査（<u>第9条第3項第2号</u>に規定する審査をいう。以下同じ。）を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。</p> <p>[b.・c. 同左]</p> <p>[4.～8. 同左]</p> <p>[二.・三. 同左]</p> <p>四. [同左]</p> <p>a. [同左]</p> <p>b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。</p> <p>なお、令第8条の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第9条第1号ロの規定により負債の金額の合計額が200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。</p> <p>基準売上高（令第9条第1号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして<u>第7条</u>に規定するものを含む。以下同じ。）の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。）が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。</p> <p>[c.～i. 同左]</p> <p>五. [同左]</p>
<p>備考 採中の「」の記載は採留である。</p>	